

第19回西和賀町議会定例会

令和4年6月17日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、議案第3号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になりました議案第3号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、会計年度開始後間もないことから、事務事業の執行に向けた準備をしたところ、調整が必要なもの及び新型コロナウイルス感染症対策関係予算の調整をしようとするものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,777万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,177万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり3事業を追加し、3事業については限度額をそれぞれ変更するものです。

主な補正の内容は、庁舎等改修事業9,387万4,000円、減債基金積立金2,600万円、デジタル空中写真撮影及び写真地図作成費負担金1,445万4,000円、にしがが子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,636万2,000円、農業者等緊急支援事業1,800万円、プレミアム商品券発行事業費補助金2,559万5,000円等を増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。それでは、歳出から説明いたします。

11ページをお開きください。初めに、各科目に共通する部分についてですが、4節共済費の雇用保険料について、令和4年4月1日、雇用保険法の改正により雇用保険料率が上がったことに伴い、会計年度任用職員に係る雇用保険料の不足分を増額するものです。

続いて、主な補正の内容について説明いたします。2款1項5目財産管理費、湯田庁舎等管理費、14節工事請負費387万5,000円の増額は、雪害により破損した旧西和賀消防署屋根の修繕に伴うものです。庁舎等改修事業9,387万4,000円の増額ですが、12節委託料として開発総合センター解体工事施工監理業務委託料409万2,000円、14節工事請負費では開発総合センター解体工事として8,978万2,000円をそれぞ

れ増額するものです。基金造成事業2,600万円の増額は、開発総合センター解体工事の財源として見込んでいる過疎対策事業債の今後の償還分として減債基金に積み立てるものです。同じく基金造成事業626万7,000円の増額は、森林環境譲与税の事業等への未充当分を森林整備促進基金に積立てするものです。

12ページをお開きください。6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費610万3,000円の増額は、川尻地内の幹線の修繕費として294万2,000円、耳取地区仮橋工事に係る電柱支障移転工事等に伴い316万1,000円をそれぞれ増額するものです。

13ページを御覧ください。8目自治振興費、コミュニティ助成事業250万円の増額は、コミュニティ助成事業に申請していた上野々地区協議会が今年度追加で事業採択となったことから同協議会へ助成するものです。

2項2目賦課徴収費、賦課徴収事務費、12節委託料208万5,000円は、全国共通納税システムと連携するための改修業務委託料として128万8,000円の増額及び公売に向けた不動産鑑定評価業務委託料として79万7,000円を増額するものです。

18節負担金補助及び交付金1,445万4,000円の増額は、奥州市と西和賀町がデジタル空中写真撮影及び写真地図の作成業務を行うもので、西和賀町の費用分を奥州市へ負担金として支払うものです。

14ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、児童福祉総務事務費、22節償還金、利子及び割引料170万円の増額は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費の過年度返還金です。

15ページになります。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業308万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5

万円を給付する経費について補正するものです。にしわが子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,636万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する中学生以下の児童生徒がいる子育て世帯に対し、県が実施する1万5,000円に町が1万5,000円をかさ上げし、児童1人当たり3万円を給付するものです。さらに町では、県事業では対象とならない高校生も対象とし、生徒1人当たり3万円を給付するもので、その経費について補正するものです。本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施するものです。

17ページをお開きください。4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,130万5,000円の増額は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費及び国庫負担金、補助金の過年度返還金について補正するものです。

18ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、農業振興事務費274万5,000円の増額は、集落活動の底上げや組織、団体の見直しを担う農業農村政策調整官に係る費用を見込むものです。

19ページを御覧ください。農業者等緊急支援事業1,800万円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生産資材等の高騰に直面する農業者等に対し補助するものです。本事業も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施するものです。

4目畜産業費、堆肥センター管理費150万円の増額は、湯田地区堆肥センターの攪拌機を修繕するものです。

2項4目林業者施設費、林構施設管理運営費380万5,000円の増額は、焼地台公園園内施設管理棟の屋根が雪害により破損したことに伴う破損部分等の改修及び外壁改修工事、倒木により破損した園内駐車場落下防止柵修繕工事を行う

ものです。

20ページをお開きください。7款1項2目商工振興費、商工振興費臨時事業の18節負担金、補助及び交付金、プレミアム商品券発行事業費補助金2,559万5,000円の増額は、コロナ禍において地域経済の活性化と生活者支援として、町内事業者等で利用できるプレミアム商品券を発行、販売する事業に対し補助するものです。新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金500万円の増額は、民間事業者が業種別ガイドラインに基づき、アクリル板やパーティションの設置、換気及び空気清浄設備導入など、新型コロナウイルス感染症予防対策に必要な経費に対し補助するものです。この2事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施するものです。

3目観光費、観光事務費、10節需用費、印刷製本費175万6,000円の増額は、観光パンフレット及びグルメマップの増刷に伴う補正です。

8款2項2目道路維持費、町道舗装補修事業411万9,000円は、町道の舗装補修に要する経費を増額するものです。町道側溝改修事業224万2,000円の増額は、町道の側溝が老朽化等により破損しているため修繕及び改修工事を行うものです。道路安全施設整備事業230万円の増額は、町道に設置している防護柵や歩車道境界等が破損していることから修繕するものです。トンネル改修事業950万円の増額は、令和3年度のトンネル点検において補修が必要であると診断されたことに伴うものです。

3目道路除雪費、道路除雪総務費、14節工事請負費205万1,000円の増額は、除雪作業及び経年劣化により破損した雪ストックヤード及び太田プール手すり撤去の工事を行うものです。除雪車格納庫管理費、10節需用費、修繕料100万円の増額は、中村除雪車格納庫オーバースライダー及び屋根の一部が破損したことから修繕するものです。14節工事請負費573万1,000円の増額は、太田除雪車格納庫の給排水設備工事を行

い、除雪作業員の作業環境の改善を図るものです。除雪機械整備事業684万2,000円の増額は、除雪ドーザの価格が上がっていることから補正するものです。

5目橋梁費、22ページになります。橋梁改修事業3,580万円の減額については、国の内示額に合わせ事業費を調整するものです。

3項1目河川費、河川改修事業は、細内川の改修箇所の調査範囲を拡大する必要があることから、12節委託料と14節工事請負費で調整を図るものです。

23ページを御覧ください。10款1項2目事務局費、事務局事務費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の合計297万1,000円の増額は、運転手兼用務員1人分の任用に係る費用を増額するものです。

24ページをお開きください。2項1目学校管理費、小学校施設管理費、14節工事請負費279万9,000円の増額は、雪害により旧越中畑小学校体育館の屋根が破損したことから修繕するものです。学校等における感染症対策等支援事業181万1,000円の増額は、国からの補助金を活用し、各小学校に感染症対策消耗品及び備品を購入するものです。

25ページを御覧ください。3項1目学校管理費、学校等における感染症対策等支援事業180万4,000円の増額は、小学校と同様に国からの補助金を活用し、各中学校に感染症対策消耗品及び備品を購入するものです。

4項5目美術館費、美術館管理費、10節需用費、修繕料300万2,000円の増額は、雪害によりデッサン館の屋根及び玄関ポーチの手すり等が損傷したことから修繕するものです。

5項2目体育施設費、26ページになります。志賀来ドーム管理費、14節工事請負費650万円の増額及び錦秋湖グラウンド管理費、14節工事請負費706万5,000円の増額は、それぞれトイレの洋式化及び水洗化工事を行うものです。本工事は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金を活用し、実施するものです。

3 目学校給食費、総合給食センター管理運営費、1 節報酬から 8 節旅費までの合計 386 万円の増額は、給食費の賦課徴収等業務を行う業務補助員兼学校給食代行調理員及び学校給食調理員の各 1 名の任用に係る費用を見込むものです。

次に、歳入について説明いたします。9 ページをお開きください。16 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金 580 万 5,000 円の増額及び 2 項 3 目衛生費国庫補助金 58 万 1,000 円の増額は、4 回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源として見込むものです。

2 項 1 目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6,426 万 6,000 円の増額は、歳出で説明しました 6 事業の財源として見込むものです。

2 目民生費国庫補助金 371 万 1,000 円の増額は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費として 62 万 7,000 円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 308 万 4,000 円をそれぞれ見込むものです。

4 目土木費国庫補助金 4,202 万 5,000 円の減額は、除雪機械整備事業費ほか 3 事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正になります。

5 目教育費国庫補助金 178 万 5,000 円の増額は、学校等における感染症対策等支援事業費として小学校費補助金 88 万 5,000 円、中学校費補助金 90 万円をそれぞれ見込むものです。

17 款 2 項 2 目民生費県補助金 645 万円は、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費として県補助金を見込むものです。

10 ページをお開きください。21 款 1 項 1 目繰越金 1 億 5,496 万 8,000 円の増額は、6 月補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

22 款 4 項 1 目 3 節雑入 2,466 万 1,000 円の増額は、建物災害共済金として 1,299 万 5,000 円、開発総合センター解体工事に係る花巻農業協同組合負担分として 916 万 6,000 円、自治総合センタ

ーコミュニティ事業助成金として 250 万円をそれぞれ見込むものです。

23 款 1 項 1 目総務債 8,470 万円の増額は、庁舎等改修事業の財源として地方債を見込むものです。

3 目土木債 2,220 万円の増額は、国の交付金内示に合わせ調整するものです。

それでは、戻っていただいて、5 ページをお開きください。第 2 表、地方債補正になります。初めに、追加ですが、町道鍵沢線防雪柵設置事業費に充てるため緊急自然災害防止対策事業債 4,200 万円の追加、庁舎等改修事業費に充てるため過疎対策事業債 8,470 万円の追加、トンネル改修事業費に充てるため過疎対策事業債 580 万円の追加をするものです。次に、変更は国交付金の内示に伴い 3 事業の限度額を調整するものです。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

淀川豊君。

10 番 おはようございます。私からは、3 点ほど質問させていただきたいというふうに思います。

まず、11 ページの庁舎等改修事業ということで、開発総合センターの解体工事が 8,900 万ほど計上されておりますが、この解体工事のおおむねの予定の発注時期と、この発注については入札に関することですから、全てお聞きすることはできないというふうに思っておりますが、支障のない形でどのような形というか、町内業者もその発注に関わってくるということなのか、その基本的な考え方についてお伺いしたいということと、2 点目は 19 ページの農業者等緊急支援事業ということで、補助金 1,800 万ということで計上されておりますが、これは恐ら

く申請等によって補助が決定されるのかなというふうに思いますが、おおむねこの予算の計上に当たって件数であるとか、そういった見込みの数字というものはあるのか、あればその点についてお知らせをいただきたいと思います。

3点目になりますが、22ページの橋梁の改修事業ということで、今回国の内示額が提示をされたということで減額補正となるようですが、工事請負費として4,780万の減額ということでありますが、これは当初予定していた橋梁補修工事の中で全体的な金額を減額して発注するというとか、それとも予定していた一部の橋梁の発注をしないというようなことなのか、その辺のちょっと詳細についてお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。初めに、開発総合センターの解体工事の発注時期についてですけれども、これについては今回議決をいただいた後に入札という形になりますけれども、予定といたしましては7月上旬に仮契約という形で考えております。その後、議会での議決が必要になりますので、それを経て8月上旬には解体工事に着手というふうなスケジュールで今のところ考えております。

次に、入札の考え方についてですけれども、現在町のほうで工種別に格付等を行っておりますけれども、解体工事に関してはこの格付というものが設定されていない状況にあります。今後町においては、老朽化などにより活用の見込めない施設についての解体工事が多くなることが想定されますので、今後の対応も含め、今回の開発総合センター解体工事の指名業者については現在協議を進めているところであります。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、2つ目の質問ということで、農業者等緊急支援事業ということでお答

えをしたいと思います。

件数と、それから見込みということでございましたけれども、対象としては現在の人・農地プランに記載されている地域の担い手という方がいらっしゃると思いますが、その方約180名ほどいらっしゃると思います。面積としては、水田の面積あるのですけれども、それが約1,150町歩、その方々に対して1反歩1,500円ということで支援をしていきたいというふうに考えております。

あらかじめ関係機関のほうから今の燃油高騰、あるいは肥料、資材の高騰ということで数字をちょっと調べてみたのですけれども、米で大体五千二、三百円くらい、そして豆でいくとやはり5,000円程度、そしてソバも3,000円、そして花卉でいくと4,000円くらいも上がっているといった話があります。1,500円というのは、その分も全く足りない金額ということで、本当はそういったものまで支援をしたいというのはやまやまなのですけれども、実はこれから肥料の価格ですか、改定されるということで、どの程度の影響が発生するかということが読めないという中で、まずもって1,500円という、少ない金額ではあるのですけれども、何とか農業者の皆さんに頑張っていたきたいということで、スピード感を持って支援したいということで措置するものです。

以上です。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、橋梁補修工事の減額に関しましてお答えいたします。

この工事請負費につきましては、当初予算では1億1,700万円を計上しておるものでございまして、それを今回このような4,780万円の減額ということでございますが、その対応ですけれども、予定されていた橋梁の数、ちょっと正確な数、今手元に持っておりませんけれども、補修工事をする橋梁の数を減らして対応するものでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私からは、4点ほど質問したいと思います。

最初に、11ページの旧西和賀消防署屋根修繕工事、旧西和賀消防署、清水ヶ野にある建物だと思われます。以前、消防団にもこの使用案はないのかというような話もされたのですけれども、現在どのような形での使用になっているのかという点。

あと、今質問あったのですけれども、農業者への緊急支援、担当課の説明ですと1反歩ということで田んぼ、いわゆる担い手の水稻なり大豆、ソバの方への緊急支援という内容でお聞きしましたけれども、昨日も一般質問の中で肥料の値上げのお話をしました。しかし、担当の方もご存じのように、飼料、畜産関係の飼料はもう3年前から高止まり状態で、それに加えて世界情勢の変化でまた上がっております。酪農、乳牛のほうは、乳価その分上がるわけでもありませんし、逆に学校長期休業の場合は牛乳が余るかもしれないというような体制です。繁殖農家、子牛市場も先月あたりから全国平均で10万から5万下がっているという状態で、この畜産農家への支援については今後どのように対応していただけるのかという点。

あとは、20ページ、プレミアム商品券の発行、コロナ交付金ということで、現在各自宅のほうにプレミアム商品券の案内来ていると思うのですけれども、これは、今日の補正に上がっているプレミアム商品券の発行というのはいつ頃予定の事業なのかという点。

あと、21ページの弁天トンネルの補修設計業務委託料950万、この工事内容、工事期間、通行止めの有無についてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、旧西和賀消防署の現在の使用状況についてお答えいたします。

旧西和賀消防署には、現在災害時用備蓄品と

してアルファ米、飲料水、簡易トイレをその場所に置いているということになりますし、あと選挙関係備品、投票記載台、投票箱、それらの関係備品など、まず倉庫として使用している状況にあります。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 2つ目の質問ということで、畜産農家の関係につきまして、支援の関係につきましてお答えしたいと思います。

ご指摘のありました飼料の高止まり、あるいは入荷の関係なかなか上がらない、それから繁殖の関係も下がっていると、そのような状況に関してはこちらとしてもきちんと把握はしているわけなのですけれども、これから国ですとか、県のほうでも各種の支援事業ということで対策を打ち出してくるというふうな予定でありますので、そのような情報をしっかりと把握をしながら、迅速に対応できるようにこちらとしても動いていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは、プレミアム商品券の件についてお話をさせていただきますと思います。

議員さんおっしゃるとおり、6月15日付でプレミアム商品券のチラシが商工会から出ていますところですが、プレミアム商品券にしましては現在の新型コロナウイルスの関係や国道107号の通行止めの関係で、町内の経済対策として既に当初予算で組んでいたところでございます。そういったことから、できるだけ早いうちに実施していただきたいという願いをしていたところ、7月1日使用開始、その数日前から販売開始をするということで動いていただいております。

今回の補正予算につきましては、当初8,000セットを予定しておりましたが、原油の高騰もしくは物価の高騰を受けまして、生活支援

のことも考えながら販売セット数を上げようということで、8,000セットからトータル1万5,000セットの発売をする予定としまして補正予算を計上させていただいたところでございます。

実施時期等につきましては、今回の発売に合わせる形で枚数を上げようということで、チラシ等につきましてはそういったことから販売総額であるとか、セット数の合計数などはいれられないような形で出させていただいたところでございます。今回の補正内容を決定いただければ、そういった形で対応するということにさせていただきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、弁天トンネル補修設計業務委託料に関しまして答弁申し上げます。

弁天トンネルにつきましては、昨年度実施しました5年に1回の定期点検において、補強鉄筋の露出とか腐食範囲の拡大、あるいはトンネルの内側を覆うコンクリートの壁面、覆工コンクリートと呼びますけれども、この損壊等が確認されたため、4段階ある健全性の判定区分で3の早期措置段階と判定されたことから、当該トンネルの補修工事を行う必要が出てきたものでございます。今回予算をお願いしているものは、設計業務委託に係るものでありまして、実際の補修工事は来年度予算措置をして実施することとしております。

補修工事の概要ですけれども、先ほど申し上げたものの補修のほか、照明設備の改修なども行う予定になっておりますが、その詳細な内容につきましてはまさに今回の設計業務委託において検討を行っていかうとするものでございます。

それから、工事期間と通行止めに関してでありますけれども、こちらも設計内容によって決まってくるようになりますので、現時点で確た

ることを申し上げることはちょっとできませんので、この点をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 3つの点については理解いたしました。

プレミアム商品券についてなのですが、数の指定はしていないということだったのですが、この補正が通らなければ、では8,000セットで、補正が通った場合は1万5,000セットに上がるという、そういう理解でいいのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 当然予算が確定しなければ1万5,000までは上げられないということになりますので、当初予定どおりの8,000ということにはなろうかとは思いますが、現在の状況を考えますとコロナも、107号もそういった状況でございますし、先ほど言ったとおり生活支援のことも考えながら実施したいというふうに考えております。通常の小売や燃料等だけではなくて、こういった機会に大きな買物を町内でしていただいて、経済を回していただければなという願いも考えておりまして、そういった部分で補正をさせていただいたところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 案内はもう出ていて、その内容はこの補正が決まらなければというのは通常の出し方というか、緊急性という担当課から話あったのですけれども、通常ある出し方、今までもこういう出し方というのはあったというふうに考えていいのですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 通常ではなかなかこういったことはしておりませんけれども、当然こういった緊急事態の状況でございますので、当初予算の中で事業は組んできたということでございます。ただ、これをまた改めて先送りをして9月から発売しようということではなくて、ぜひこの機

会に皆さんに早期に購入していただいて、町内経済を回すということをまず第一優先に考えましたので、ちょっと特殊な取扱いにはなりませんでしたけれども、ぜひそういったところはご理解いただきたいというように思います。

議長 高橋輝彦君。

6 番 13ページでございます。コミュニティ助成事業で、上野々地区の新規事業ということでございますけれども、こちらの内容を一つお聞きしたいということと、それから18ページで6次産業推進事業の中で産業間連携推進会議というのが計上になっておりますけれども、こちらの会議はやはり6次産業の発展を目指してやっていただかなければならない会議だと思いますけれども、その事業の内容といいますか、どんなことを目指して行われるのかお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、コミュニティ助成事業についてお答えしたいと思います。

コミュニティ助成事業につきましては、自治総合センターからの補助ということで、事業費100万円以上で上限250万円というものになっております。それで、今回令和4年度事業につきましては、大体令和3年度の時点で各29行政区のほうに事業募集という形で行いまして、そこで出てきたものについて審査をして、まず県を通して上げていくというものでございます。例年であれば採択1件というようなことで、その分を当初予算に計上しておりますが、今回は採択が2件ということで、1件は湯の沢ということで当初に計上しております。2件目上野々ということで今回6月補正に上げさせていただいたわけですが、中身的なものとしましては除雪機の購入ということで、地域除雪というのを目指しての募集で、募集というか、応募でございました。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、産業間連携の事業の内

容ということでお答えをしたいと思います。

通常、産業間連携推進会議の中で、何度も言っておりますけれども、町内の生産される農産物消費、流通ということの進め方ですね、マルシェですとか、米の部分ですとか含めての具体的な取組の方法ですとか、やはり情報発信ですか、SNSの活用ですとか、ホームページの掲載の仕方ですとか、そういったことを検討しているのですけれども、今回令和4年度力を入れることとしては、それらも当然協議はするのですけれども、拠点整備ですね、いわゆる町内での産直の要するに活用の仕方ですとか、道の駅の移設の検討ですとかあるのですけれども、その拠点施設の整備の在り方についてきちんと力を入れて取り組みたいなど。それに当たって、現在委員が6人ということなのですが、女性委員含めて、あとは牛乳公社ですとか、関係機関含めて委員を9人に増員をして、ちょっと拠点整備の在り方というものに関してしっかりと検討したいと考えています。単に施設整備ということではなく、当然産直の従来の活用の仕方ですとか含めてということなのですけれども、あるいはその運営の仕方ですとか、そういったものまで含めてしっかりと検討したいということで今回増員をお願いしたということでございます。

内容は以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6 番 コミュニティ助成事業に関しては、理解いたしました。

一般質問のほうでもずっとお話しさせていただいておりましたけれども、その中でこの組織というのは将来独立とかそういうものは目指していないのだというお話があったわけなのですが、やはり6次産業を発展させるためにはそういう自分たちで今課長が言われたようなことを賄っていかなければ、なかなか町の支援がなくなったら恐らくポシャってしまいますよね。それでは全く意味がなくて、そういうもの

をやっぱり目指していただかないと6次産業の発展ということにはならないのではないのかな、その点についてどのようにお考えですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

マルシェですか、食材マルシェのお話かと思うのですが、これを単にそのマルシェだけではないのですけれども、町のほうでずっと予算を使って支援をしていくということではなくて、自立的に生産者の方ですとか、事業者の方が運営していけるような形態ですか、そういったものも当然目指して検討を進めるというふうなことでございまして、そういった点で町が支援しなければポシャるということではなくて、自立した形でいかに動いていけるかと、そういったものを検討するということで進めているわけであって、今回ユキノチカラの関係者の方を委員にお願いをして、どのような在り方がいいのかということを検討していく予定でありますので、いつまでも町がずっと支援をし続けていくということではなくて、自立して運営できる形を模索するということで進めているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 4 点ほどお聞きします。

12ページの空き家対策で、改修費助成と解体費助成、これ新たな動きがあったのかということ。

それから、13ページのデジタル空中写真、これは目的というのはどの辺になるのかなということです。

それから、15ページのにしわが子育て世帯臨時特別給付金、県が1万5,000、町が1万5,000円ということ、それから高校が3万円ということでしたけれども、この算定基準というか、1万5,000円、それから3万円という、何かあるのかということ。

それから、ちょっと細かいことなのですけれ

ども、21ページの道路除雪費の工事請負費の雪ストックヤード舗装工事と、その下に太田プール手すり撤去工事とあるのですけれども、この撤去工事の詳細をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからは空き家改修費助成事業補助金と空き家解体費助成事業補助金の分についてお答えいたします。

空き家改修費助成事業補助金につきましては、補助金額が上限60万円ということで当初予算では1件分、空き家解体助成事業補助金につきましては補助上限額25万ということで、当初では1件分の予算措置をしておりましたけれども、今回今年度に入ってからですけれども、新たに改修の要望というものがありましたし、解体についても2件ほどあったということで、まずはその分をお願いしたいということで予算要求させていただいたというものです。

以上です。

議長 税務課長。

税務課長 デジタル空中写真撮影及び写真地図作成費の目的ということでお答えしたいと思います。

本町では、平成20年度に撮影した空中写真を利用して、それを地籍管理システムに取り込んで現況地目、固定資産税の現況地目の認定に活用してまいりました。平成20年ですので、十数年、十三、四年経過しており、空中写真、今の現況と十数年前の写真にずれが生じていると、いわゆる十数年前の写真と今の現状では建物がなくなったり、地目が変わっているのが写真では判断できないということで、十数年ぶりに空中写真を撮影するものです。最新の現況地目の認定に活用できるということから、この事業を実施するものです。

参考までになのですが、前にも企画課長が申し上げていたとおり奥州市と合同での撮影ということで、定住自立圏の事業を使って行いますので、地方交付税で補完されると、約8割くら

い補完されるという事業ですので、私どもとしてはこういう事業に手を挙げて、経費の節減等をしたいということで手を挙げたところでございます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 いわて子育て世帯の県の補助事業を活用して、まずにしわが子育て世帯臨時特別給付事業についてお答えいたします。

今回原油価格、物価高騰に対してということで、国のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、今回県のほうにもその交付金が来るということで、県のほうではその交付金を活用して、まず全県的に中学生まで、ですので児童手当の方々を対象に1万5,000円の給付をするというところで県のほうでは考えているところになります。それを活用して、まず町のほうでは同じようにこの臨時交付金を活用して、5,000万という町のほうに来る交付金を活用して子育て世帯に応援をしたいというところで考えたところになります。限りある交付金の中でどのように子育て世帯に活用できるかということで、対象人数の把握をしまして、そこから活用できる交付金の額の上限がありますので、そちらを逆に積算をしたところになります。

あと、県のほうでは中学生までということでお話がありましたけれども、まず子育て世帯に優しくしたいという思いもありますし、経済負担については高校生の方々についてもかなり負担を強いているというところもありますので、対象の分の拡大をして、同じ額でというところで3万円というところで積算をしたところになります。

以上です。

議長 建設課長。

建設課長 私は、道路除雪費の工事請負費についてのお答えをいたします。

最初に、雪ストックヤード舗装工事でございますけれども、こちらは町道の除雪をする際に

民地を、民有地をお借りして雪を置かせていただいているところが町内何十か所もございます。その舗装をしている民地がありまして、そこが長年の使用で舗装が劣化して壊れているということで、補償という形で今回工事請負費を計上させていただくものでございます。

それから、太田プール手すり撤去工事ですが、沢内庁舎の下にありますプールでございますが、常設の手すりがあるのですけれども、その手すりを沢内庁舎の駐車場の除雪で雪をプールに押しやって、それで手すりが曲がってしまったということで、これを直すともた同じようなことを繰り返しますので、今回この常設の手すりを撤去して、新しく冬期間は取り外せる手すりを整備すると、こちらは教育委員会のほうで今回この補正予算で備品として手すりを整備する予定になっているものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 給付金の分ですけれども、活用の上限があるということですが、これ全てにおいてその事業の上限、幾らに対しての上限というものがあるのかということをお聞きしたいと思ひますし、高校の対象者はどのような形になるのかお聞きします。

議長 企画課長。

企画課長 コロナの地方創生臨時交付金の上限の部分について、私のほうからお答えしたいと思います。

説明会の際にも資料でお渡しさせていただきましたが、国のほうからは町に対して今回の原油価格、または物価高騰分ということで5,026万6,000円の限度額というものが、町の上限が示されてございます。この5,000万を活用して今回いろんな対策をしているわけですが、今回のプレミアム商品券もその一つでございますし、今健康福祉課のほうで提案してございますにしわが子育て世帯臨時特別給付金給付事業、これについてもこのお金を活用しながらやっていると。今回上限があるというのは、この5,000万

の活用の範囲内という意味での上限でございます。よろしくお願いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 高校生の対象につきましては、まず昨年度実施をしました子育て世帯臨時特別給付金の高校生までの、昨年度ゼロ歳から高校生までの方々に対しても対象児童1人当たり10万円の給付をしておりましたので、そちらの要項を参考にして今回も同じような形で対象を考えております。基本的には、児童手当の受給対象者である、もし今実際中学生までのお子さんをお持ちの方で兄弟が例えば高校生でいらっしゃる場合は、その高校生については一緒に形で支給を考えておりますし、高校生例えば1人だけ今いらっしゃるというご家族の方については、これまで西和賀町で児童手当の受給対象の方であればそのまま対象という形で今考えているところになります。

議長 刈田敏君。

1 番 高校生の対象人数というのはどれぐらいなのかお聞きします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 高校生は、今110名ほどいらっしゃるというふうに伺っております。

議長 早川久衛君。

9 番 では、私のほうから三、四点質問をします。

第1点目、歳入の10ページですか、共済保険料が1,299万5,000円入って、これ雪害の保険料だと思いますけれども、特に今年は非常に雪が多くて、軒やら何やら、もう何か所もあるわけですが、これは全部の、もう何か所だかよく分かりませんが、この保険料は100%入ってきているのか、それとも80%になるのかということをお知らせをお願いします。

それから次に、19ページ、農業者等緊急支援事業に1,800万計上しておりますけれども、この中で実は農業振興課長は農家にも一部頑張ってもらわなければならないと、価格高騰で、そ

う言われましたけれども、ところが非常に最近では農協離れが多くて、物によっては3割ぐらい高いのも多々あるわけですから、これを何とか3割を1割でも、5%でも安くしてもらえないかということをおっしゃって、これは心配な面もありますけれども、でもやっぱり農家の組織でありますから、当然何ぼでも安くして農家に還元せざるを得ないのではないかと、これはそう思いますので、よろしくお願いします、2点目。

それから次に、3点目は、観光施設管理運営費85万8,000円計上しておりますけれども、いろんな西和賀は……

議長 何ページですか。

9 番 それは、20ページ。この西和賀は、やっぱり自然を売り物にしている観光の町ですから、それにつけても女神山以外はほとんど通行止めになっておるということをお聞きして、特にも実は4区の貯砂ダム、向山で松倉橋の通行止めは分かるのですが、この貯砂ダムで入口でもう止めているわけで、なぜ、もう渡って行って眺められない状況になっているわけですから、これは建設課なのか、観光商工課なのか、横の連絡取ってああいふうになっているのか、それとも橋そのものが危険なのかということが3点目です。

それから……

議長 早川さん、今のは20ページですか。

9 番 20ページ。

議長 観光施設の関係については、業務用冷凍冷蔵庫になっているのですけれども。

9 番 いや、含めてです。

議長 含めて。

9 番 うん。施設管理費だから、業務用冷凍冷蔵庫でもあるけれども、その下のほうに7,000円ありますから、含めてそういう状況をお聞きをしたいと思います。

それから、実は8番さん、ちょっとプレミアム商品券と言いましたが、昨日町内の業者に7月1日から始まるということが一斉に来

ましたけれども、やっぱり今日議会で議決、先ほど当初予算との関連もあってちょっとこれも訳分からないわけですが、きつく言えば議会軽視だなという感じで、今日議決になってあしたの配付であればまだいいけれども、何か商工会さんではえらい、もういかにも決まったような文書で昨日全部流れているわけですから、その辺のことをお聞きます。

議長 総務課長。

総務課長 私の方から、建物災害共済金についてお答えしたいと思います。

これについては、令和3年12月から今年にかけての大雪により町有施設において屋根等が損害を受けたということで、今回補正予算のほうに、例えば財産管理費で言えば旧西和賀消防署屋根修繕工事、あと消防費のほうで長瀬野地区消防屯所外壁修繕とか、今回補正予算のほうに計上している被害を受けた件数が10件ということになっております。

共済金の考え方についてですが、これについてはまず損害を受けたものを元の状態に戻す、元の状態に直す、修繕するという部分については100%の給付というふうに聞いております。それに、例えばその損害を受けた部分に加えて別の工事をするとか、そういう部分になれば、それは共済の対象外にはなりますけれども、損害を受けた部分を修理する費用についてはまず100%給付というふうな考え方があります。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、2つ目の質問ということで、農業者の緊急支援事業との関係ということでお話しといたしますか、お答えをしたいと思います。

ご指摘のとおりということでございますけれども、農協も含めて資材あるいは肥料の価格、非常に上がっているということでございます。何とか安くしていただきたいと、これは皆さん

の思いであるかと思います。農協さんだけではなくて、ほかの量販店さんの扱っている部分も当然これは値上がりはしているということでございまして、直接農協さんに安くしてくれということはなかなか言いにくいのかなというふうには思うのですが、やはり今後国ですとか県の対策、そういったものを含めて総合的に対応していきたいというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、2点観光商工課にはご質問があったというふうに思いますけれども、まずプレミアム商品券につきましては先ほども触れましたけれども、商工会からの補助要望に基づいて補助金の支出をしようとするもので、今回出させていただきましたチラシにつきましては当初の予算の中で進めていこうとするものでございまして、打合せの中で今回の補正がありますという話はさせていただいております。そういった中で、何とか早期に取り組んでいただけるようなお話も協議をさせていただいておるところでございまして、ただ実際にはチラシのほうには発行総額であるとか、発売総数であるとかというのがちょっと記載できませんでしたので、そういった部分については手に取った方々はちょっと分かりづらかったのかなという反省はさせていただいているところでございます。

そういったことから、打合せの中では今回の補正予算案が可決された折には、町民の皆様に分かりやすくお伝えできるように告知端末等とその総数や総額、今回総額1億9,500万円の発行総額になりますけれども、それで町内が潤うといったところも皆さんに説明をしていただきたいなというように思っていたところでございます。

それから、観光施設というお話ですが、多分町道松倉錦秋湖グラウンド線だと

思います。この通行止めに関しては、詳細については私のほうからお答えするべきではないとは思いますが、現在観光協会も含めてサイクリングの事業であるとか、ダムとの連携の中で進めている夜間、日本夜景遺産にも認定いただきました、ライトアップ夜景遺産にも認定いただきました錦秋湖大滝のライトアップなど、観光資源も非常に多いところでございますので、適正な管理につきましてはお願いをしておりますところでございます。そういった中では、何とか対応できるような形で検討していきたいなというように考えておるところでございます。

議長 建設課長。

建設課長 私のほうから、今観光商工課長の答弁に関して町道の通行止めについてお答えいたします。

貯砂ダムのところでございますが、松倉橋側につきましては引き続き通行止めとさせていただきましても、あやめ橋側からは今おっしゃるとおり通行止めになっておりますけれども、落石等をこれから撤去いたしまして、今月中にはそこを通すようにすることにしておりますので、よろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

早川久衛君。

9番 そうということで、その点は理解しますが、農業関係では実は農協だけ値下げしてくれというのはなく民間の業者と3割違うと私言っているわけですから、当然それは問題ありということですので、その辺は物価が全部3割、4割上がっているから農協も上がっているのではなくて、民間の業者との差が大き過ぎるということですので言っております。

それから次に、大体分かりましたけれども、山開きを前にいろんな形で林道そのものが非常に整備が遅れていますので、何とか我が観光の町にしてはあまりにも情けない状況でありますから、頑張っって一日も早く開通するように、特にもこういう席でちょっと言いますけれども、

南本内なんかはもう3年目ですよ、今年で。全然行けない状況ですから、今まで3年目で本当にそういうことができるかとちょっと心配なので、これから一日も早く開通させるように頑張ってください。

以上。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ご支援のお話をいただきました。

現在早川議員が言われたとおり、町内の山岳路線と言われているところはかなりの数が道路の状況が悪くて通れないというようなことになっております。ご指摘のとおり南本内に関しましては、今年度も設計をするというようなお話を聞いておりましたけれども、工事自体はやはり来年度以降になるというようなお話を聞いておまして、今年で終わるということの状況ではないようです。残念ながらなのですが、現在町道と林道、作業林道もありますし、併用林道もありますし、町有林の林道もございまして、そういった中での調整を我々観光商工課といたしましても積極的にお願したいということでお願いをしておるところです。幸いコロナの状況にもありましたけれども、今年度3年ぶりに山開きが開かれることになっております。6月26日の日曜日で現在募集をかけているところでございますが、そういった形で積極的に山を活用した誘客といったことも進めていければなというふうに思っております。

秋田県的美郷町でも、女神山に通じる登山道については昨年度大幅に整備をしていただいたという話を聞いておりますので、今年度は下前地区から登りまして秋田県美郷に下りるようなルート設定をしております。そういった形で、PRもしっかりしていきたいというように考えておりますので、またさらにもそういった対応をしていただけるよう関係部局等にもお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長 審議の途中ではありますが、ここで11時25分まで休憩いたします。

午前 11 時 13 分 休 憩

午前 11 時 25 分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第 3 号 令和 4 年度西和賀一般会計補正
予算（第 1 号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

続いて、日程第 2、議案第 4 号 令和 4 年度
西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 1
号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第 4 号
令和 4 年度西和賀町国民健康保険特別会計補正
予算（第 1 号）について提案理由を申し上げま
す。

1 ページをお開きください。第 1 条、歳入歳
出予算の補正については、歳入歳出予算の総額
から歳入歳出それぞれ 777 万 8,000 円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億
2,145 万 1,000 円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について説明いた
します。7 ページをお開きください。1 款 1 項
1 目一般管理費 2,000 円の増額は、オンライン
資格確認運営負担金の額確定に伴い増額するも
ので、6 ページの歳入、5 款 1 項 1 目一般会計
繰入金 2,000 円が財源となるものです。

同じく 6 ページの歳入 3 款 1 項 1 目保険給付
費等交付金 778 万円の減額は、当初予算におい
て医師住宅整備事業の財源として県補助金
778 万円を見込んでおりましたが、県との協議
の結果、補助金要件に該当しないとの結論に達
したことから減額するもので、7 ページの歳出、
8 款 2 項 1 目繰出金、保険事業費補助金繰出金
についても同額の 778 万円を減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋輝彦君。

6 番 ただいまの説明で、医師住宅補助金が対
象にならなかったということでありますけれど
も、これはなぜ対象にすることができなかった
のかお伺いします。

議長 病院事務長。

病院事務長 今のご質問の件に関しましては、私
のほうからご説明をさせていただきます。

当初、令和 4 年度の特例交付金、保険事業に
係る直営施設整備事業、医師住宅整備の補助金
を見込んでおったものです。これについては、
新病院建設に併せまして、既に交付対象、うち
の病院の上限となります 4 戸の医師住宅を整備
しておりますので、今回の医師住宅建設につ
いては今後の常勤医師の採用であるとか、研修医
師の住居確保を見込んで国民健康保険事業運営
上特に必要と見込まれる事項として申請を行っ
たものです。行ったものでしたけれども、協議
の結果該当とならない理由としましては、診療

科目の増であるとか、来年度から特別に何かをすることによって医師の増員が不可欠になるなどの理由がなければ交付対象として認められないということでした。例えば現在常勤医師が4戸の住宅全て入っておりますので、そのほかにさらに新たに通勤困難な常勤医師の着任が確定しているというような場合であれば協議の案件になるというような回答でございました。今回は、ただ空きがなくなったということで判断されまして、また研修医師の住宅の増設も現在のところは認められていないということでありましたので、以上のような理由から、今回の該当から外れたということになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第5号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。
1ページをお開きください。第1条、歳入歳

出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,980万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款2項1目公共下水道施設管理費、湯田地区分、10節需用費、修繕料については、湯田浄化センターの採光窓等修繕及び一部の窓に雪囲いの枠を設置するため16万4,000円を増額するものです。同じく沢内地区分、10節需用費、修繕料については、マンホールポンプの制御盤に不具合があり、その修繕料として291万5,000円、各マンホールに設置してある通信装置用バッテリーが劣化していることから交換修繕料として36万2,000円、合わせて327万7,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。6款1項1目一般会計繰入金3万2,000円、7款1項1目繰越金340万9,000円をそれぞれ増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決し

ます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第6号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,869万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、修繕料45万2,000円の増額は、昨年度降雪量が多かったことから峠山パークランドの炊事場屋根の一部が破損し、これを修繕しようとするものです。

次に、歳入についての説明ですが、6ページを御覧ください。4款1項1目繰越金45万2,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第7号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の支出において、医師及び医療技術員の退職による給与費の減額、また新たに歯科医師及び会計年度任用職員の新規任用、新型コロナウイルスワクチン集団接種に関わる手当等の計上による給与費の増額と、修繕費及び委託料の増額により病院事業費用を3,015万2,000円増額しようとするものです。

収入については、新型コロナウイルスワクチン接種受託により、医業収入180万円、一般会計からの補助金2,835万2,000円、合わせて病院事業収益を3,015万2,000円増額し、病院事業収益の合計を9億3,166万円、病院事業費用の合計を9億9,859万8,000円とするものです。

資本的収支予算につきましては、当初予算において医師住宅整備事業費の財源として県補助金778万円を見込んでおりましたが、補助金要件に該当しないとの結論に達したことから県補助金を778万円減額し、地方債760万円、他会計出資金18万円をそれぞれ増額し、財源の変更を伴うものです。

なお、支出についての補正はありません。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 補正予算の詳細につきまして、私のほうから説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。第1条では、令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによろし、第2条では収益的収支予算の予定額の補正を行うものです。

第3条は、資本的収支予算において、収入の財源内訳について補正を行うものです。

第4条は、前条の財源内訳の変更に伴い、企業債の限度額の補正を行うものです。

第5条は、給与費補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行うものです。

第6条は、収益的収支予算に係る一般会計からの補助金の増額に伴い、額の改正を行うものです。

続きまして、収益的収入及び支出予算の実施計画についてご説明いたします。9ページをお開きください。1款1項1目の給与費の補正についてでございますが、当初予算編成時に見込んでおりました人員体制と実際に4月からスタートしている人員体制に差異が生じておりますので、給料や諸手当の過不足を調整するものです。まず、医師についてですけれども、令和4年3月末で歯科医師の退職及び新たに4月1日付で歯科医師の採用に伴う給料及び手当の精査

による増減を、医療技術員につきましては再任用職員1名の退職に伴い、給料及び手当の減額を行っております。5節会計年度任用職員給1,011万2,000円の増額と10節会計年度任用職員手当1,424万7,000円の増額は、新たに内科の医師1名、歯科医師1名、薬剤師1名の任用に関わる給料及び手当の増額となります。13節法定福利費212万9,000円の増額は、正職員及び会計年度任用職員の増減に伴い、費用の調整を行い計上するものです。そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種業務対応に伴い発生する各職種の時間外勤務手当等の増額を行うものです。

11ページを御覧ください。3目経費の10節修繕費283万9,000円の増額は、医療機器修繕としてホルター心電計及び患者情報を電子カルテに取り込むための機器の修繕費として41万3,000円の増額を、病院施設修繕として電源引込み電柱設置線改修費93万3,000円、旧病院駐車場舗装修繕費45万8,000円の増額を、医師住宅等修繕費として雪害により破損した太田医師住宅1号の屋根の修繕費103万5,000円を増額するものです。14節委託料11万5,000円の増額は、医療技術員の派遣について岩手県立中央病院に心エコー検査技師の継続派遣を依頼していたところでしたが、このたび派遣いただけることが確定したことに伴って委託料の計上を行うものです。

続いて、8ページをお開きください。収益的収入については、1款1項3目2節の公衆衛生活動収益として、新型コロナウイルスワクチン接種委託料180万円の増額と、1款2項2目1節の一般会計からの補助金2,835万2,000円を増額するものです。

次に、資本的収支予算について説明いたします。4ページをお開きください。資本的収入についてですが、当初予算において医師住宅整備事業費の財源として県補助金778万円を見込んでおりましたが、その後県との協議の結果、補助金要件に該当しないとの結論に達したことから県補助金を778万円減額し、地方債に760万円、

他会計出資金18万円をそれぞれ増額し、財源の変更を行うものです。

なお、支出についての補正はございません。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第8号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)は、次の定めるところによとし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,233万3,000円に35万円を増額し、水道事業費用総額を3億9,268万3,000円にしようとするものです。

第3条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額3,342万7,000円に2万円を増額し、職員給与費の総額を3,344万7,000円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。6ページをお開きください。1款1項1目原水及び浄水費、法定福利費は、雇用保険料率の改定により会計年度任用職員の雇用保険料1万4,000円を増額するものです。

3目総係費、法定福利費については、先ほどと同様の理由で会計年度任用職員の雇用保険料6,000円を増額するほか、委託料については水道料金のキャッシュレス化への移行に伴い、金融機関への送信データの仕様を変更するためシステム改修費として33万円を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

深澤重勝君。

7番 1点だけお伺いします。

これは補正予算に関わることでなくて、水道事業に関わることでありますが、中部水道の水源の、いわゆる湯ノ沢の水源の管理状況をどのようにやっているかお伺いしたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 中部第一浄水場の水源のことということで、管理については会計年度任用職員が巡回するなどして通常の管理を行っているところです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 先般、町民の方から具体的に水道の水源の管理状況について極めて管理が不十分、あるいは何かあったら危険ではないかという指摘を受けました。去年、先般、私も一般質問でこの

水道事業、旧沢内の水道事業を早急にやるべきだということを申し上げたのと併せて水源の管理状況、極めて危険ではないかということを指摘した経緯があるわけですが、昨年のなめとこラインのトンネル工事の、もう通行量も多いでしょうから、さらにこの危険度も増すのではないかということを申し上げましたが、今行ってみると日常的に水源として管理されているというような状況に感じないのです。いわゆるフェンスには草が張りついて、あの中には黒いもの、何か分からないけれども、ラップしたものが積み重ねて置いている、古くなった除雪機をそのまま放置したような状況になっておって、通常的に何千人の命を預かる水の水源の管理というような状況を受けないので、ですからやっぱり町民の方が見ればと思って、そういう指摘もあったと思うのですが、今はそういう面で会計年度任用職員が管理しているということなのだと思いますけれども、もっともっと本当に何人ではなくて何千人の命を預かっている水源です。通常的に保守点検管理で先般議論した経緯があったのですが、年間に3,700万もこの庁舎のいろんな保守管理をやっているわけですが、まさに繰り返しになりますが、何千人の命を預かっている水源の管理からすれば極めて無防備ではないかということを強く思うものでありますから、改めてそのことについてこれから取り組む姿勢なりなんなりをお伺いしたいと思いますけれども。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 議員ご指摘のとおり至らない点も確かにあることはそのとおりで、それらについても承知しているところではありますが、いずれ今後も重大な事故が起きないように維持管理をしていきたいと考えているところです。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第9号 西和賀町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 西和賀町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり西和賀町過疎地域持続的発展計画を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

詳細については、担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私から計画の変更内容について説明いたします。

過疎地域については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたりいわゆる過疎法が制定され、各種の施策が講じられてきましたが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えることから、総合的かつ計画的な施策を実行するための新たな過疎法、過

疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。同法の制定を踏まえ、町では新たに令和3年度から7年度までを計画期間とする西和賀町過疎地域持続的発展計画を令和3年9月に策定し、議会の議決をいただいております。今回の計画変更につきましては、計画に記載する事業の追加及び削除をしたいことから提案するものでございます。

それでは、別紙を御覧ください。1ページ、持続的発展施策区分、4、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進については、大荒沢トンネルに加え、弁天トンネルの改修事業を行いたいことから追加するものです。

続いて、区分、5、生活環境の整備になりますが、当初計画には掲載しておりませんでした。今年度実施を予定している開発総合センターをはじめとする各種公共施設の解体撤去について、過疎対策事業債のソフト分を活用できるようにするため、包括的に公共施設除却事業として計画に盛り込もうとするものです。それに伴って、既に掲載されている個別施設の解体事業については削除するものです。

3ページを御覧ください。区分、8、教育の振興について、これも同様に個別施設の解体事業について削除するものです。

続いて、区分、過疎地域持続的発展特別事業については、各施策区分に掲載されている過疎対策事業債ソフト分の対象となる事業を列記したもので、先ほどご説明しました公共施設除却事業を新たに追加しようとするものです。

4ページ以降は、これまで説明しました各事業について、予定する実施年度、概算事業費を掲載したものでございます。

なお、本計画の変更に当たっては、あらかじめ県と協議をしなければならないこととなっており、5月25日付で県より計画変更について同意する旨の通知をいただいていることを申し添えます。

以上で説明を終わりますので、ご審議の上、

原案のとおりご決定くださいますようよろしく
お願いします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 計画の変更ということで今ご説明いただきましたが、今回火葬場事業、旧火葬場の解体あるいは川尻体育館の解体事業が変更で公共施設除却事業のほうに移ったということのご理解だと思いますが、川尻地区選出の議員として当地域には重要な案件となりますので、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、今回事業がその公共施設の除却事業のほうに移ったということで、参考資料（変更）ということでそちらをちょっと見ておりますが、変更後に年度区分で事業費が計画をされておりますが、例えば旧火葬場の解体であるとか、川尻体育館の解体は変更後に年度区分でいくとどの年度に割り振られたというか、その辺についてご説明をいただければと思います。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

ご質問は、多分5ページを御覧いただいている中でのご質問かと思います。上のほうに5の生活環境の整備ということで、(7)の欄の下線部分のぐっと横に行ったところにそれぞれ事業費が掲載されてございまして、令和4年度、今年度は1億2,300万ということで掲載してございます。令和5年度が1億1,802万ということで、それ以降は1億円ずつということになってございます。結論から申しますと、今回削られたものは一応令和5年度のほうに移させてもらってございます。ただ、総合的に判断していかなければならない部分でございまして、その辺は今後総務課の関係等々いろいろありますので、協議の中でその除却は進めていくということになってございます。

あと、ソフトの今回の事業で起債できる限度額というのがございまして、約1億円強という

ことで、その辺の額をこちらの計画のほうに載せさせてもらっているという中身でございますので、よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第10号 小型動力ポンプ積載車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 小型動力ポンプ積載車の取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、小型動力ポンプ積載車。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、764万5,000円。
- 4、契約の相手方、岩手県盛岡市渋民字岩鼻69番地24、有限会社佐々木ボデー、代表取締役、佐々木清。

参考までに、納期は令和5年2月28日、指名業者は町外7社、入札は5月26日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 小型動力ポンプ積載車の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため休憩いたします。

午後 零時06分 休 憩

午後 零時07分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町教育委員会の委員の任命に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものです。

氏名、加藤和夫。生年月日、XXXXXXXXXX、

歳。住所、

加藤さんは、平成26年4月1日から教育委員として2期務めていただいておりますが、令和4年6月24日でその任期が到来することから、再度教育委員をお願いをするものです。加藤さんにはこれまでの教育委員として蓄積された経験、知識を生かし、今後の西和賀町の教育の在り方、方針について指導助言をいただくことを期待するところです。人格識見ともに優れ、教育委員会委員として適任であると考えます。

任期は、令和4年6月25日から令和8年6月24日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

続いて、日程第10、請願・陳情第27号 沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、淀川豊君。

10番 それでは、産業建設常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

今議会において本委員会に付託された案件は、請願・陳情第27号 沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願の1件であります。

提出者は、小繋沢地区協議会会長、中島達郎氏、紹介議員は早川久衛議員の1名であります。

この請願について、6月15日の本会議終了後に湯田庁舎3階会議室において、委員全員により審査を行いました。

請願・陳情第27号 沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願の趣旨は、近年の度重なる豪雨によって当該河川の河岸において浸食箇所が顕著になってきており、気候変動等による豪雨災害が頻発する状況下であることから、農地・町道等に影響が出る前に早期の対策を求めるものであります。

審査においては、沢入川河岸の浸食状況、農地・町道等への今後も含めた影響の程度を現場にて確認、調査する必要があるとの意見が大勢を占めたことから、委員会においては閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。

以上、請願・陳情第27号について、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長は委員長席にお座りください。産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。産業建設常任委員会委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第27号 沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願書、この請

願については委員長から閉会中の継続審査としたい旨の申出があります。この申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この請願は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

続いて、日程第11、常任委員会所管事務調査についてを議題とします。

お手元に配付いたしました所管事務調査通知のとおり、総務教民常任委員長から、委員会において会議規則第73条の規定により閉会中において調査したい旨の申出があります。調査事項は、町内空き家の状況調査であります。

お諮りいたします。総務教民常任委員会からの申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、総務教民常任委員会からの申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

続いて、日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しております議員派遣の件について、事務局長に説明させます。

事務局長 それでは、議員派遣の件につきまして私からご説明いたします。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

件名は、令和4年度西和賀町議会中央要望活動。

目的は、水田活用の直接支払交付金の見直しに係る要望を行うため。

派遣場所は、東京都千代田区、農林水産省。

派遣期間は、令和4年6月20日から21日まで。

派遣議員は10名。

以上であります。

議長 お諮りいたします。

ただいま事務局長が説明したとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、事務局長が説明したとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま議員派遣の件は議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第19回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 零時16分 閉 会